2026年11月20日

各　　位

会 社 名　スターシーズ株式会社
代表者名　代表取締役社長　　鈴木　雅順
（東証スタンダード・コード:3083）
問合せ先　管理本部長　　竹谷　治郎
（TEL.03-6721-5891）

（開示事項の変更）「継続的な株主優待制度の導入に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026 年９月２日付「継続的な株主優待制度の導入に関するお知らせ」（以下「当初開示」といいます。）において公表いたしました株主優待制度につきまして、初回基準日における継続保有要件の判定日を変更することとし、本日開催の取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

当初開示においては、初回基準日（2027 年２月末日）における継続保有要件の判定日を 2026 年 11 月末日としておりましたが、株式会社証券保管振替機構に対する株主情報の提供請求に係る所要の手続上、同日を判定日とする株主名簿を取得することができないこととなりました。このため、株主名簿を取得することができる直近の日である 2026 年 12 月２日を判定日とすることといたしました。

なお、本変更は、初回基準日における継続保有期間の要件を当初開示より短縮するものであり、株主優待制度の目的、優待の内容、初回基準日（2027 年２月末日）及び制度の開始時期に変更はございません。

２．変更の内容（下線部が変更箇所であります。）

（１）「２．株主優待制度の内容（１）対象となる株主さま」

（変更前）

ただし、初回の基準日となる 2027 年２月末日につきましては、経過的な取扱いとして、当社株式 500 株（５単元）以上を３ヶ月以上継続して保有（注２）されている株主さまを対象といたします。

（変更後）

ただし、初回の基準日となる 2027 年２月末日につきましては、経過的な取扱いとして、当社株式 500 株（５単元）以上を 2026 年 12 月２日から継続して保有（注２）されている株主さまを対象といたします。

（２）「２．株主優待制度の内容（１）対象となる株主さま（注２）」

（変更前）

（注２）「３ヶ月以上継続して保有」とは、2026 年 11 月末日及び 2027 年２月末日現在の当社株主名簿に、同一の株主番号で連続して２回、かつ 500 株（５単元）以上の保有が記載又は記録されていることをいいます。

（変更後）

（注２）「2026 年 12 月２日から継続して保有」とは、2026 年 12 月２日及び 2027 年２月末日現在の当社株主名簿に、同一の株主番号で連続して２回、かつ 500 株（５単元）以上の保有が記載又は記録されていることをいいます。

（３）「３．株主優待制度の開始時期」

（変更前）

2027 年２月末日を初回の基準日とし、2026 年 11 月末日及び 2027 年２月末日現在の当社株主名簿に、同一の株主番号で連続して当社株式 500 株（５単元）以上の保有が記載又は記録されている、原則として日本国内にお住まいの株主さまを対象として開始いたします。

（変更後）

2027 年２月末日を初回の基準日とし、2026 年 12 月２日及び 2027 年２月末日現在の当社株主名簿に、同一の株主番号で連続して当社株式 500 株（５単元）以上の保有が記載又は記録されている、原則として日本国内にお住まいの株主さまを対象として開始いたします。

※上記以外の当初開示の内容に変更はございません。2027 年８月末日を基準日とする以降の株主優待につきましては、当初開示のとおり６ヶ月以上の継続保有を条件といたします。

３．今後の見通し

本制度に係る費用につきましては、対象となる株主さまの見込数に基づく見積りを行っており、当初の想定の範囲内であります。本件が当社業績に与える影響は軽微であると見込んでおり、現時点において業績予想の修正は予定しておりません。

また、本制度に係る準備は予定どおり進捗しており、2027 年２月末日を初回の基準日として開始する予定に変更はございません。今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以　上